

No.10 2008（平成20）年3月発行

鎌倉市自治基本条例策定市民会議の「ニューズレター」第10号です。この「ニューズレター」は、市民会議の参加者、関係者だけでなく、多くの鎌倉市民に、「鎌倉市の憲法」となる「鎌倉市自治基本条例」策定のプロセスを知っていただくことを目的に、発行しています。ご愛読いただき、ご意見をいただければ幸いです。

## 地域の底力

# 「コミュニティを考える」

## 座談会

市民会議会員で、自治・町内会の活動経験者にお集まり頂き、地域コミュニティの核である自治・町内会の現状と課題について語って頂きました。

以下はその要旨です。

出席者：高橋さん（元玉縄自町連理事） 大嶋さん（元七里ガ浜自治会長）

幸道さん（大船町内会長） 小田切さん（横町町内会会員）

司会：編集部

## 暮らしの基盤「コミュニティ」

司会： 「コミュニティを考える」というテーマで座談会を行います。自治・町内会活動に経験豊富な皆様から、地域活動における現状の問題点と今後の課題を語って頂き、自治基本条例にどのように具体的に反映していったらよいのか話し合ってください。

自治基本条例策定市民会議が2008年2月発表した大綱案は、市民からは遠く、分かりにくいとの意見が多くあります。多くの市民が自治基本条例を身近に感じ、その策定に関心を持って頂くには、日々の暮らしの基盤である「コミュニティ」をテーマにするのが最適と考え、この座談会を企画しました。

まず、皆さん方の住む地域の現状について報告を頂き、いま策定中の基本条例へどう生かしたらいいのかお聞かせください。

高橋： 城廻清水小路自治会の一員です。小さな町内会ですがよくやっています。会則は実態に合わせて必要により改正しています。この地区が出来て40年。住民が齢を取り、老々介護などの組織が必要と考えています。

いま検討が進んでいる自治基本条例の核は、**自治・町内会**におくべきです。自治基本条例市民会議の会員の半数が**自治・町内会**の会長さんであれば、議論の内容も違ったものになるでしょう。市民議会議員が**自治・町内会**のスタッフとして動けば、市民対話集会などで地域住民が自治基本条例に関心を持って頂く大きな力になるはずで



現状では、自治基本条例の意義について、少なくとも町会長さんには理解してほしいと思います。

大嶋： 七里ガ浜自治会も40年経ちました。自治会活動では、近年、環境関連では緑と斜面地の保全及び宅地細分化が問題となっていました。

防災関連では、この地は三方が山で囲まれ、南側が海ですので、交通事情は海岸道路が唯一の頼りです。住民の高齢化が急速に進んで救急車の利用頻度が高まっています。海岸道路の渋滞もきびしく不安です。地域内に消防出張所の設置が住民の要望でしたが、近隣4自治・町内会の共同署名運動の結果、平成21年度での実現が認められました。この近隣4自治・町内会では合同防災避難訓練も行っています。

防犯パトロール活動も活発で、空き巣犯罪は激減しており、効果は絶大です。これからは福祉関係の活動が主要課題となるでしょう。

七里ガ浜自治会は、会則・組織を明確に規定しており、活動状況の広報も判り易く、うまく運営されていると思います。



## 自治の原点は町内会

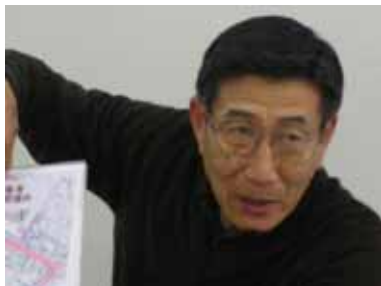
幸道： 大船町内会は歴史のある町内会です。世帯数は1900所帯。100世帯ごとに班をまとめるブロック制を引き、年2回の班長会議、総会、月1回の常任委員会などを開催。行事は、7月ラジオ体操、8月盆踊り、9月神社の祭り、10月敬老会、11月防災訓練など毎月なんらかの行事が行われています。

当町内会の問題点は、子供会、壮年会、婦人会など10ほどある団体が町内会の外郭に有りこれら団体との意思疎通がなかなか難しい状況にあります。原因のひとつは町内会の役員に継続性がないこと。**自治町内会連合会**や社協、民生委員などとの連携など、役員の定着化が課題です。住民の意識改革を進め地域への関心を高めるためのなんらかの仕組みを自治基本条例に盛り込む必要があると考えています。

小田切： 私は鎌倉八幡宮前の横町町内会に所属します。世帯数は130世帯、5つの組で構成されています。町内会の中心行事は八幡宮のお祭り。総代の役員はその祭りに参加します。八幡宮築山稲荷境内近くの駐車場に屋台を出し、町内あげてのお祭りです。

関連団体に振興会、子供会、消防分団などがありますが、子供会は少子化で10名を切り、市民運動会への参加は隣町の町内会のお世話になっています。

昨年、町内会で防災組織網をつくり避難場所及び避難経路の明示、非常用備品類の情報などをチラシにして全戸へ配布しました。



いま日常的な身近な問題として、交通の激しい場所に設置したゴミ集積場管理と老人のゴミ出しがあります。

一般的に町内会を考えると、旧住民と新住民などの構成バランスも考えていかないといけない。自治基本条例のいう自治の原点は町内会だと思います。

## 町内会と行政のギャップ

司会： 七里ガ浜の活発な活動を紹介して頂きました。活動すればするほど行政とのギャップが鮮明になり、行政への不満が募るといえる場面が多くなるのではないのでしょうか。その解決方法を自治基本条例にどのように反映していったらよいのかお聞かせください。

大嶋： これまで、総じていえば自治会活動に対して、住民はお任せ的な姿勢であったと思います。しかし、地方分権化の時代となり、住民と市政を取り巻く環境は、地域のことは地域で考えて行うというように変わってきます。地域活動の中心的役割を担うのは自治・町内会の地域組織になると思います。これまで以上に行政との連携の必要性が高まります。そこで地域コミュニティ活動を制度的に位置づけることが求められます。行政と自治・町内会との協力関係が積極的に強化されることで、自治・町内会の果たす役割と位置付けが明確になり、その活動も活性化するのではないのでしょうか。

「市長まちかどトーク」、「市長ふれあいトーク」が行われていますが、自治・町内会の代表との懇談会を行政が制度的に位置づけて実施することが、地域自治を充実させていくための検討課題であろうと思います。



## 町内会と行政の役割分担を明確に

司会： 町内会の活動にはばらつきがあります。議員が身近なところとそうでないところ、活動が積極的であるところとそうでないところ。自分の身の回りで問題が起こっても、その相談をどこへ持って行っていいのかわからないという意見が基本条例策定の議論で多かった。町内会がその窓口になりうるのだろうか。

大嶋： 自治・町内会はその機能を持ちうると思います。行政側から、住民関係者に相談したい、自治・町内会に対して住民の声を聞かせてほしいというアプローチがあれば、行政と自治・町内会との関係はどんどん変わっていくのではないのでしょうか。

個人で行政にものを言ってもなかなか動いてくれない。発言する場がないということは問題です。

高橋： 行政に個人がものを言うのと町内会が言うのとではその対応は大違いです。私は、班長、組長、町会長そして市民相談課という流れで、道路の側溝修理が迅速に処理され、お互いの信頼関係ができたという経験をしました。道路の損傷などの監視役は町内会、修理は行政という分担です。

このような実績を積んで町内会は役に立つという意識が住民や行政に芽生えると思います。

町内会にまたがる大きな問題は町内会単独でやるのではなく、自治町内会連合会でやれば効果は一層高まると思います。その成功例が玉縄まつりです。

大嶋： 環境保全問題など、市民が市役所担当窓口を持ち込んでも、思うような対応や解決がされず、結局は行政への不満だけが残ってしまいます。行政と地域コミュニティが、

対話しコミュニケーションがとれる仕組みをつくれれば、住民感情も和らぎ、市政が円滑に回るのではないのでしょうか。

幸道： 行政が地域の問題を住民の意向を基にまとめるべきなのにそれが出来ていない。大船町内会として問題と思われることがあります。常楽寺交差点の道路問題です。一方の道路が狭く、交差点が渋滞する。行政に聞いても改善のための解決策を持っていない。いったい誰が考え計画を立て、実行するのでしょうか。



## 思いの実現に市職員の力が不可欠

司会： 素案大綱案のコミュニティに関する記述は相対的に少なく、表現が曖昧との意見があります。確かに、市民自治と声高に言う以上、その基本は地域、その核となるべき住民組織の役割について具体的な記述があっていいと思います。

小田切： いまの大綱案で行政が変わるのか疑問です。もう少し、踏み込まないといけない。はっきりと謳わないと変わらないのではないのでしょうか。

また、市職員は市民の税金で仕事をし、生活しているわけですが、私たちの思いを実現するために彼らの力を充分借りないとうまくいかない。市職員が気持ちよく働くことができる条例づくりという観点も忘れてはならないと思います。

司会： 時間が来ました。コミュニティを考え、自治基本条例にどう生かすか議論して頂きました。素案大綱策定の過程で、この座談会が多少なりとも役立ち、市民の皆様の関心が深まれば幸いです。ありがとうございました。

### 編集後記

地域のことは その地域の人たちが一番良く知っています。これは当然なのですが、問題はその情報をどうしたら円滑に行政に報せ、処理をさせるかです。そのつなぎ目を自治・町内会或いはNPOが荷っているわけですが、巧く機能するかどうかをそのために無償で動く人たちの熱意や犠牲的な奉仕に求めていたのでは自治とは云えません。如何に制度化するかが鍵となります。自治基本条例がその為に役立つように工夫を凝らすこともその重要な役割の一つです。この号では毎日そうした局面で苦労されている方々の声を集めてみました。何よりも具体的な問題に取り組んで居られる方々からでなければ聴けない話がお届け出来たのではないかと思います。ニューズレターの呼びかけにお力添えくださった方々に御礼申し上げます。(編集部)

### ホームページをご覧ください。

条例素案大綱案が掲載されていますので、ご覧ください。

<http://www.kcn-net.org/jichi/>  
トップページの「条例案」を開いてください。

\* 市民の皆様からの投稿を募集しています。  
ご住所、お名前を添えてお送りください。

<投稿先> 鎌倉市役所 経営企画課

FAX: 0467 - 23 - 8700 「経営企画課」

\* 課名を必ず明記してください。

E-Mail: [keiki@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:keiki@city.kamakura.kanagawa.jp)

発行：鎌倉市自治基本条例策定市民会議

代表：橋爪幸臣

ホームページ <http://www.kcn-net.org/jichi/>

編集人：狩谷 健

連絡先：鎌倉市役所 経営企画課 経由 編集人まで  
電話：0467-23-3000(内線 2215)

